

## 職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり懲戒処分を行いましたので「土別地方消防事務組合懲戒処分公表基準」に基づき公表いたします。

### 記

#### 1. 消防署におけるハラスメント

(1) 被処分者

消防署 主幹職（消防司令） 40歳代 男性

(2) 懲戒処分内容

停職 1か月

(2) 懲戒処分年月日

令和7年4月4日

(4) 事案の概要

被処分者は、平成29年12月頃から令和7年1月までの間、複数の部下職員に対し、日常の挨拶や業務報告に対する無視や優越的な関係を背景とした威圧的な行動が行われ、個人に対し精神的苦痛を与えたことと、職場環境を著しく害したことを確認し、結果、パワーハラスメントがあったと判断しました。

#### 2. 消防署におけるハラスメント事案における監督責任

(1) 被処分者及び懲戒処分内容

消防本部	消防長（消防監）	50歳代	男性	戒告
消防署	前署長（消防司令補）	60歳代	男性	戒告
消防署	課長（消防司令）	50歳代	男性	戒告

(2) 懲戒処分年月日

令和7年4月4日

(3) 処分の理由

消防署に所属する職員によるパワーハラスメントが発生し、管理監督責任を認め、処分しました。

3 再発防止等について

ハラスメントに関する職員研修を継続し、職員の意識改革を図るとともに、再発防止のため職員が相談しやすい環境の整備、強化を行います。

4 消防長から

住民の安全と安心を担う消防組織において、このような事案が発生したことについて、誠に遺憾であり深くお詫び申し上げます。今回の事案を真摯に受け止め、二度とこのようなことが起きないように、組織を挙げて再発防止に取り組み、住民の信頼に応えることができるよう職員一同、一層の努力を行ってまいります。